

平成27年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する仁風閣及び宝扇庵の管理運営費	文化財課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
101,265	平成 28 年～32 年度					101,265

[事業の目的] 地方自治法第244条の2第3項、仁風閣及び宝扇庵の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の専門性や創意工夫に基づき、仁風閣及び宝扇庵の運営において質的向上と効率化を図る。
--

[事業の内容] 指定管理者に以下の業務を委託する。 1. 仁風閣及び宝扇庵の利用に関する業務 2. 仁風閣及び宝扇庵の施設及び設備の維持管理に関する業務 3. 仁風閣及び宝扇庵の企画展示等に関する業務 4. その他仁風閣及び宝扇庵の管理上、必要と認める業務
--

[これまでの関連する取組み] 仁風閣は明治40年5月に建設された洋風建築で、昭和48年に重要文化財に指定となり、昭和51年11月から一般公開している。平成18年度から指定管理者制度を導入した。平成23年度から27年度までが2期目、平成28年度から5年間が3期目の指定管理期間となる。 現指定管理者 公益財団法人鳥取市文化財団 指定管理料 H23 24,334千円 H24 26,697千円 H25 23,515千円 H26 25,278千円 H27 26,942千円 計 126,766千円 (前回債務負担行為額 126,766千円)

[今後の取組み] 9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。 1. 公募を実施。 2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。 3. 12月議会で指定管理者の指定議決。 4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。 5. 3月中に基本協定書の締結。 6. 指定管理者交代の場合、3月末までに引継ぎ。 7. 4月1日より管理開始。
